

尖閣諸島近海における中国船舶の海上保安庁艦に対する衝突シーンを撮影した（ものといわれる）ビデオがインターネット上で公開され、警視庁の内部資料である（といわれる）公安情報がインターネットだけではなく、出版物としても公表され、アメリカの外交文書（といわれるもの）がインターネットや一部の新聞にも流出している。これがＩＴ時代と言えば、それまでだが、難しい時代になつたものだと思う。

ところで、尖閣ビデオ事件については、守秘義務違反として告発がなされた海上保安官は転属になつたものの、刑事事件としての捜査は必ずしも順調に進展しているとはいえないようだ。側聞するところによれば、その原因の一つは、問題のビデオ映像が国家公務員法一〇〇条一項（地方公務員法三四条一項）がいう「秘密」に該当するかどうかの判断が難しいということにあるという。

政府がこの衝突事件のビデオの一般公開を拒否していたことは周知の事実と言つても良いと思うが、最高裁判は「同条項にいう『秘密』であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右『秘密』とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう」との判断を示している

（昭和五二年一月一九日決定）。この判例に従えば、第一に、公表されたビデオによって明らかとなつた事項が「非公知」、すなわち、公に（一般の人）知られていないことが必要となる。その「非公知の事項」であつたかを特定しなければならない。また、その「非公知の事項」が実質的に秘密として保護するに値するものであることを確認も必要になる。海上保安官の告白内容が真実であるかどうかは別として、これらのことだけを考えても、告訴を受けておらず、それをしないことが政治的価値が認められなければならないことになる。

前記の最高裁の判例は、守秘義務の対象となるためには実質的な秘密提出され、それを見た国會議員が映像の内容を公表したりしていったことも事実である。そうすると、インターネット上で公表されたビデオ映像によつて知られることがととなつた事項のうち、どの部分が「非公知」のものなので、「秘密」の指定がなされていなかったときには、公に（一般の人）知られていないことが必要とされ、第二に、それを秘密とすることに実質的な価値が認められなければならぬことになる。

前記の最高裁の判例は、守秘義務の対象となるためには実質的な秘密提出され、それを見た国會議員が映像の内容を公表したりしていったことも事実である。そうすると、インターネット上で公表されたビデオ映像によつて知られることがととなつた事項のうち、どの部分が「非公知」のものなので、「秘密」の指定がなされていなかったときには、公に（一般の人）知られていないことが必要とされ、第二に、それを秘密とすることに実質的な価値が認められなければならぬことになる。

ともあれ、守秘義務に違反しないとしても、秘密とされている情報を受けた捜査機関の苦労の程が想像できる。複写することが禁止されている文書を無断でコピー機で複写した場合、原本を手にしたときに刑法の窃盗罪が成立すると解されているが、ＩＴ時代においては、このよう